

## 《第2次男女共同参画計画 見直しのポイント》

男女共同参画に関する国の動向やこれまでの町の取組み状況等を踏まえ、第2次計画においては、第1次計画を基本としながら、SDGsの理念を計画に位置づけることをはじめ、具体的な取り組みについて一部見直し、男女共同参画社会の形成を推進していきます。見直しのポイントは次のとおりです。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画に理解があるまち

#### 性別による固定的な役割分担意識や社会慣行の見直し

- ① 国の男女共同参画社会基本法の第3条には、「男女の人権の尊重」が掲げられています。  
町でも関係団体と連携し人権教室等に取り組んでいますが、計画の中にも「人権に関する理解を深めるための広報・啓発活動の推進」を加え、偏見や思い込みのさらなる解消を図ります。(7ページ)

#### 様々な場面において自らの意思によって参画できる男女共同参画社会の推進

- ③ 「地域社会及び職場における男女共同参画の推進」として、第1次計画には団体やグループの育成が掲げられていましたが、町の現状を踏まえ、組織を育成していくための機運醸成を図るため、「関係機関と連携した男女共同参画講座等の研修機会の周知」を加えました。(7ページ)

### 基本目標Ⅱ 「誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまち」

#### 働く場における男女平等の確保と支援

- ① 役場という組織が一体となって、部下や同僚のワークライフバランスの向上と個人のキャリアを応援する「イクボス宣言」に向けて取り組みを推進し、役場内にとどまらずそういった“まち”を目指すため、「役場内のイクボス推進と町内企業への促進拡大」を追加し取り組みます。(7ページ)
- ③ 審議会や区長会等、指導的地位に占める女性の割合は依然として低い状況です。「女性の管理職登用促進(町・企業等)」に「方針決定の場への女性の参画拡大」を加え、政策や方針決定の場に女性の意見が反映されるよう全課においてさらなる参画促進に取り組みます。(8ページ)
- ③ 国において「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されました。町でも近年大規模な水害が発生しています。「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」を追加し、災害対応力の強化を図ります。(8ページ)

### 基本目標Ⅲ 「みんなが安心して暮らせるまち」

#### 生活上困難を抱える人への支援

- ③ 国の第5次男女共同参画計画では、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すとしています。国連で採択された持続可能な開発目標SDGsの一つにも「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。町においても「多様な性的指向や性自認への理解促進」を追加し、理解を深める取り組みを推進します。(9ページ)